



Title	ベトナム共和国家庭法について(1)
Author(s)	黒木, 義典
Citation	大阪外国語大学学報. 1960, 8, p. 36-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80167
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ベトナム共和国家庭法について (I)

黒 木 義 典

Sur la nouvelle loi familiale du Viet-Nam

KUROKI Yoshinori

La République du Viet-Nam promulga, le 2 janvier 1959, la loi familiale dont le projet était discuté vivement, tant au cours des deux sessions de 1958 de l'Assemblée Nationale que dans les journaux ou en ville.

Sont deux points principaux de cette loi :

- 1) Abrogation décisive de la polygamie,
- 2) Rénovation du régime familial à l'europpéenne.

Comme la société vietnamienne n'a pas de religion suffisamment forte pour être soutien et base moraux de la société, l'importance de la "famille" est extrêmement grande et les femmes jouent un rôle très grand.

Dans une société où le culte des ancêtres remplace la religion la question du régime de la famille doit être placée tout d'abord.

Dans la situation actuelle où on reconnaît les deux tendances apparemment contradictoires, l'une pour la conservation de moeurs traditionnelles, l'autre pour la modernisation de régime, la tâche la plus difficile est de bien équilibrer et d'harmoniser ces éléments opposés.

Nous allons voir ici, quoi que très brièvement, comment essaya-t-on d'affronter ces questions difficiles, en prenant toujours compte des conditions sociales et historiques, en même temps que d'examiner les articles de cette loi qui concernent le régime de la famille (surtout du mariage).

主要引用書目

Dân-Luật tu tri (1957)

Connaissance du Viêt-Nam (1954)

Le droit familial et patrimonial au viet-nam (1951)

Croyances et pratique religieuses des Viêt-namiens

文中略号

Dân

Connaissance

Droit

Croyances

は し が き

ベトナム共和国は1958年度第2国会で《Luật-Gia-dinh (家庭法)》を可決、1959年1月2日附法律第1号として公布した。同国憲法第63条により国会は年2回召集される。即ち4月第1月曜に第1回10月第1月曜に第2回目が召集されそれぞれ3ヶ月未満開かれるのであるが、この家庭法案は1957年第2国会から審議され1958年第1国会は殆んど全会期この法案の審議を続けながらついに決定に至らず第2国会でようやく成立したわけで非常に難航した法律である。

この法案がそれ程までに難航しました社会的に重大問題となったのは主としてこの法律の企図する、多妻制廃止を眼目とする家庭制度の近代化の点にあったようである。法案作成者と共に最初から法案作成の中心人物となっていたゴ・ディン・ニュー夫人の目標がそこにあったことは疑ない。サイゴンのフランス新聞などは1958年第1国会でこの法律が制定されるに至らなかった時、「多妻制がもう1年命拾いした」と茶化し気味の記事を掲げまた一般の人々の眼にはこの法律とは専ら多妻制廃止法であるというようにうつっていた位である。そこで公布された法律条文を検討しながらそれら問題点を考察し度いと思う。

(1) 法律制定までの経過

1956年に制定されたベトナム共和国 (Việt-Nam Cộng Hòa いわゆる南ベトナム) 憲法はその第2章「国民の権利義務」の章中に日本国憲法第3章と同じような基本的人権について規定しているが日本国憲法第24条のように家族生活における個人の尊厳と両性の平等を規定する条文はない。第1章総則中の第5条に「すべての国民は性別にかかわらず生まれながらにして平等である」と規定しているだけで、第2章中の各条では「すべて国民は……」或いは「何人も……」と言う表現を用いており間接に男女平等を示しているに過ぎない。ただ第25条に「国は家庭を社会の基礎として認める。国は家庭の形成及び家庭の任務遂行と共に母性及び児童に関するそれを援助する。

国は家庭の団結を援加する」

と規定して健全な社会建設の基礎として健全な家庭が必要である事を強調している。カンボジアやタイ国のように仏教が国民の中心思想として強い紐帯となっている国と異り国の中心思想を持たないこの国としては社会を構成する要素として家庭が特に重要な意味を持つわけであり、またベトナム人民共和国 (いわゆる北ベトナム) の共産主義に対決する思想的より処を持たない点をあわせ考えるとさらにその重要性は大きいと言わなければならない。もちろん家庭構成などは長い間の習慣の上に成立つものであるから法律の制定だけで強化できるものではないが近代国家

にふさわしい近代的な人間関係を育成しようとするい一つの決意を示すためにも家庭に関する法律の制定は重要な事業のひとつであることは言うまでもない。

後に見るように多妻制というものはベトナムで一般的に行われていたわけではない。しかし外国人がこの言葉を聞いた場合非常な好奇心を持ちあたたかもベトナムがハレム国家でもあるような誤解を生じ易いことは確かである。そしてそのことから新しい近代的民主国家として欧米諸国と交って行こうとする同国が社会的後進国であると判断されることにもなりかねない。明治初年の日本が開国して欧米と国交を持ち始めた頃いわゆる身売の存在によってあたたかも人身売買を日常的に行っているかのように誤解され野蛮国扱いを受けたのと同じように多妻制の存在（というよりもそれを廃止しないこと）が国の対外的信用に影響することは国家として面目にかかわることであるから1日も早く廃止しなければならない。だからこの法律を制定しようとする事自体当然なことでもあり必要なことでもあるが建国3年目にしなければならない程緊急であるかどうかについては問題がないわけではない。

1958年この問題が国会で討議されている頃の巷の声を聞くと建国日なお日浅くなすべき事業が山積しているときこのような国民大多数の生活に直接関係のない事柄に精力を集中しているのは何事かという非難の方が多かった。経済政策によって国民の生活水準を高め国力を充実させる方策を研究することこそ緊急使命であると言う意見が圧倒的に強かった。しかもこの年5月頃からカンボジャとの国境紛争が伝えられるという偶然もあって富国強兵を主張する巷の政論家の声は相当強かったようで、ひいてはこの法案の作成者たるゴ・ディン・ニュー夫人への非難もきこえるようになった。国会でももちろんこのような民衆の声を無視することはできないから第1国会閉会に当りファン・ヴァン・ニュー国会議長はこの期国会の業績について国民にメッセージを発表したりした。（日本のように国会の論戦が新聞紙上に報ぜられるわけではないから普通国民は国会で何が論ぜられているかについて殆んど全く知らない）

もちろん大部分の国民はこの法案がどのようなものであるかを知ってはいなかった。Dânの末尾に附録として発表されている——部分的ではあるが——位だから殊更に秘密にしたのもあるまいが法案を審議すること自体を非難している人々の多くは実はその内容については殆んど何も知らない。だから彼等から考えれば立法事業の一環というようなこととしてではなく単に多妻制廃止だけのために国会が時間を空費しているように見えたのではないと思われる。

とくにゴ・ディン・ニュー夫人の活躍に対して批判的な人々にとっては彼女が法案作成の中心人物であるということだけでその内容を見るまでもなく外国かぶれの法案であるに違いないと即断して心よからず思っていたことも否定できない。

公平に見て、多少拙速のそしりをまぬかれないとしてもこの法律を制定したことそしてその内容も有意義なものであり、また必要なものであると思う。1812年の Gia-Long (嘉隆) 法典以来統一的な法典がつくられたことはなくフランス統治時代でも1931年のトンカン (東京) 法典が制定されただけであるから劃期的事業であり慣習と新しい社会とを相当うまく調和してきているからである。しかしそれだけになぜもう少し国民に広く知らせるための努力をしなかったか不思議であると思う。

(2) ベトナムの婦人運動——とくにゴ・ディン・ニュー夫人

前述のようにこの法案作成の中心になったのは Ngo-dinh-Nhu 夫人 (代議士) である。彼女は Ngô-dinh-Diêm 大統領の実弟 Ngô-dinh-Nhu 代議士夫人で大統領に夫人がないためベトナムのファストレディとしてその活躍は国の内外にきこえている。フランス語はもちろん英語も達者で1958年夏はブエノスアイレスで開催された国際議員会議に代表として出席同地の新聞でも大きく取扱われた由でベトナム婦人の能力について世界的な評判を高めたというような事もあり多彩な活動を続けている。

このニュー夫人を先頭にベトナム婦人運動は近年大いに盛になりつつある。もちろんニュー夫人のような女性が典型的或いは平均的婦人であるわけではないがベトナム婦人は昔から経済観念が強くまた商才にたけている。シナ思想を輸入し1000年以上もその影響下にあったために「女大学」思想「三従の教」など女性の従属性を教える考え方や制度が支配的であることは否定できないし問題の多妻制などもそのひとつの表われであることはもちろんであるがそれは主として貴族社会及び農村の上流階級のように経済活動の比較的少い人々のことであって都市商人ではむしろ実質的には女性の力が強いことが多い。

このように経済的に優秀な力を持っている婦人の力を結集して政府の支柱のひとつにするという事は為政者の当然に考えるところであろう。

例えば旧暦2月6日の Hai bā Tru'ng (ハイ・バ・チュン) の祭日は10月26日の独立記念日や旧元旦と並ぶ大祝日である。これは西暦40年頃ベトナムの女王として大いに国威を発揚したと伝えられる Tru'ng Trác 女王及びその妹 Tru'ng Nhi を記念する日で同時にベトナム婦人の日となっており毎年盛大な婦人集会大行進等の行事が行われる。サイゴンの都心にこの日集る婦人の数は恐らく数万に達するのであるがこのように多数の婦人が——婦人のみが——集会する行事は世界でも例が少いであろう。

婦人代議士は前記ニュー夫人のほかにも数名——本年改選されたので正確な数をまだ入手してい

ない——ある筈であるが、それよりも注目すべきことは女性とくに家庭婦人の職場進出の目ざましきである。大学でも教育学部などでは女学生は定員の半分以上に達しており優秀な者も少ない。

もちろん婦人の職場進出が盛であるのは婦人の能力が男性に比してすぐれているということのみを物語っているのではない。我が国などと比較して次のような社会事情の相異があることは考慮しなければならないであろう。

- a) 全般的に知識階級が不足しているので高等教育をうけまたは特殊技能を持った婦人に対して需要が多いこと。独立後従来のフランスに代ってアメリカとの関係が多くなって英語の能力を持つ者が必要となったわけであるがそういう能力者が少い。しかも婦人は一般に外国語習得が早いので現在その方面ではとくに女性の進出が目立っている。
- b) 昼休みが2時間位あって昼食には自宅に帰ることが職場の常識であるから家庭婦人にとって極めて好都合である上に通勤距離が近くタクシー代も安い。
- c) 家事労働者の賃銀が低廉で簡単に求められるから主婦は女中を傭って家事労働から解放されることが容易である。
- d) 家庭生活とくに衣生活が簡単である。しかも1年中気候の変化が殆んどなく家事が非常に簡単である。

しかし上記のように有利な条件がそろっているとは言え婦人が社会的に進出していると言う事実そのものは厳然たる事実であってその力を無視することはできない。そしてその力を結集することは極めて重要なことでありその前提のひとつとして家庭健全化が考えられそのまた前提、と言うより形式的条件として家庭法の制定が考えられたのであろう。

もちろんそれだけではない。それと並行して公民教育の普及とか家庭生活の改善、戸籍の整備などが行われている。公民教育について言えば今や成年の文盲は2%に過ぎないし家庭生活改善については生活改善普及員制度などを設けて大いに力を入れており1958年6月にはアジアの家庭生活改善国際会議の開催地を引受けたほか絶えず各種展覧会等を開いて啓蒙につとめている。戸籍調査も1958年7月に全国的に行われるなど家庭法制定の素地もほぼでき上りつつあると言ってもいい程度に達しているのでこの法律の制定は必ずしも時期尚早とは言えないであろう。

(3) 家の制度を支える要素

イ) 宗教的要素

ベトナムは仏教国であると言われる。事実約100万人程度のカトリック教徒、40万人程度のカ

オダイ教その他新興宗教の教徒を除く国民は一応仏教徒であることになっている。(南ベトナムの総人口は約1,200万)しかし仏教国と言ってもカンボジアやタイなどとは全く異質なものであることを考慮しなければならない。それはむしろ日本の場合と似ている。ベトナム共和国は北ベトナムの共産主義に対抗する必要上——大統領はカトリック信者であるが——仏教を援助する政策をとり仏教上の記念日も多くそれ等の記念日の式典には大統領代理が列席する例になっている。無神論は共産主義の温床であると言う観点から国民を仏教に導こうと言う考え方に基くものであるがしかし反面仏教が国民の精神生活に強く根ざしていないからこそ政府として奨励しなければならないと言うことも見逃すことはできない。

もちろん熱心な信者がいないわけではない。しかし大部分のベトナム人にとって仏教はひとつの社会的しきたりに過ぎない。若い人々にその信仰する宗教をたずねても多くの場合彼等は宗教的に無関心であることを示す。仏教が国民の精神生活或いは日常生活に深く入りこんでないことはこの国の強味でもあれば同時に弱味でもあると言えよう。

仏教がいかなる時代にこの国に伝来したかについて定説はないようである。Connaissance では3世紀頃からインド仏教が伝来し580年 Vintari が今のバクニンに禅(thiền)の布教所を設立したと述べているがしかしこのインド仏教が影響を与え或いは痕跡を残した程度は殆んど無であることを指摘しベトナム仏教はシナを経由して入ったものであると言っている。Croyancesではもう少し後時代と見ており、最初の明らかな史実は7世紀であると言っているがインド仏教の影響が殆んどなく専らシナ仏教の流れをうけたものであると言う点では一致している。しかも伝来の初期には殆んど勢力が無く一般化したのはずっと後世10世紀頃で国教としての保護をうけたのはさらに後世でベトナム全土で盛になったのは15世紀であると言う。とくにシナの支配乃至影響をうけること比較的少かった中部では民衆生活に仏教のしみこむ度合が非常に低かったことは注目している。Trần-Trọng-Kim の Việt-Nam su' lu'oc' では紀元前から入っていたと記しているがこれはもちろんインドからのもので歴史に跡を残さなかったものであることは認めており本格的に伝来したのは儒教と共にであったと言っている。

現在残っている寺院も殆んど15世紀以後のもので中部各地に残っている遺跡はチャム族などのもので仏教とは関係ないようである。現在のベトナム仏教がインドから直接入ったものではなくシナを経由したものであることについては疑の余地はないようであり、そしてそのことは仏教がそのまま入ったのではなく儒教或いは道教と共にそしてその影響をうけた後に伝来したことをも意味している。

Croyances の言うように多くのヨーロッパ人がベトナムを簡単に仏教国と規定しその重要性を過大評価することは誤である。ベトナムの僧は平素民衆との交渉は殆んどなく法事や葬式に招

かれるに過ぎないからカトリック国フランス人の眼から見た場合、そして同じく旧仏領であるカンボジアと比較した場合仏教が国民生活と結びついていない点が目立つのである。

Souviigné は《宗教的モザイク》と呼びベトナム人自身は tam giáo (三教) と称しているようにベトナムの宗教は一種の多神教、或いは多宗教の混合である。三教とは仏教、儒教、道教であってシナから入って来る時既にこの三つが混合していたと見るべきであろう。そしてその中心を貫くものは祖先崇拜主義である。極端に言えばベトナムの宗教は祖先崇拜教でそれに上記3種の宗教の中から適用し得る要素をとって付加したものと言ってもよく、従ってベトナム仏教は個人倫理として殆んど意味がなく過去から未来へ即ち祖先から子孫へのつなぎとしての家の観念を支える倫理なのである。

ロ) 家

ベトナム社会の基礎は họ (族) である。族とは祖先を等しくし共通の gia phả (家譜) を有する大家族であって個々の nhà (家) とは異なる。そして前世とか来世とかの観念を持たない彼等にとって họ は単に現在の一族だけではなく過去の家族——祖先——も未来も共に現在に生きている。祖先はあの世に在るのではなくて同じ家の中に永遠に生きている。過去から未来に流れるのではなくてすべて現在の中に凝固している。家の観念が特別に重視されるのはそのためであって祖先を祭るということも過去を再現する行事ではなくて現在そのものの一部なのである。現存の人間は従って過去のすべてを自己の中に包含しておりまた未来の可能性をも秘めている。現在の人間がなすことは過去と未来との人間がともになすことにもなるのだから族を中心として現存の人間の責任は極めて重い。現在の家を断絶させることは過去の一切を否定してしまうことになる。だから人間の最大のつとめは自己を亡ぼしてしまわないこと、子孫を絶やさないことである。

ハ) 多妻制

家はもちろん男系を中心とするものであるから家長たる男子にとって子孫を残すこと、とりわけ嫡男を残すことは絶対に必要である。それは孝とか義務とかでは表現しきれない絶対的至上命令なのである。多妻制が行われる根拠もそこにあるであろう。前にも触れたように女性の徳は三従で女は父→夫→子と言うように常に男性に従属するように教育されること昔の日本と同じである。しかしこれも既に述べたようにこういう教えは多分にシナ倫理の形式をそのまま取入れた借物の感じが強く、実際は女性特に妻の地位はかなり高かったのではないかと見る人もある。つまり法制とか教育とかの社会的な外見上の形式上は男性絶対的体裁を持っているが家庭内の実生活では主婦は nội tru'ông (内長) という呼称が示すように家内を統制する権限を持ちほぼ夫と対等の地位を持っていたと考えられる。ただ上述の祖先崇拜家の永遠性保持の必要上制度的にはあくまで男性中心を原則としなければならなかったのであろう。

東洋的社会ではどこでも多かれ少かれそうであるが、結婚とは個人と個人との結合ではない。家——もちろん広い意味即ち *họ* ——の問題であり社会的義務でもある。その最大の目的は子孫を絶やさないことであるからもし妻に子供がない場合結婚の意味は殆んど失われてしまうことになる。この場合離婚することもひとつの方法であり昔の日本などではそういう思想が存在したわけである。ベトナムでも離婚は認められており行われてもいたが非常に少かったということである。Connaissance に依れば「西洋人は結婚の解消を単に個人的な感情的な問題として考える。結婚の解消、家庭の解体は論理的な帰結と考えられる。儒教思想では家庭の構造に手をつけることを避け妻を家庭の内外におけるその社会的地位にとどめる。彼女は自分以外の夫人達の生んだ（夫の）子供達の母親でもありまたそれ等の夫人達に対して優越的地位を保持しその人達の尊敬をうける。それは全く空虚な外見丈の地位に過ぎない。しかし離婚に依って彼女が家庭も子供も夫も失うことは彼女にとってさらに都合の悪いことである」。つまり離婚によって個人の人格の尊厳は保たれるかも知れないが、その生活権は脅かされることになる。社会保障などのない時代にあってはこの方が人道的なのかも知れない。

離婚が行われにくいもうひとつの理由はいわゆる *duyên*（縁）の思想である。結婚は個人の意思を超越した必然に依って命ぜられたものである。それは運命以上のものであって人間の力で変更することは許されない。こういう考え方はもちろんこの国特有のものではないが、祖先崇拜主義を中心とするこの国の宗教のもとにあっては特にその支配力が強いということではできよう。ベトナム最大の古典といわれる *Kim-vân-Kiêu*（金雲翹）の中心思想も〈縁〉の思想であり逆うことのできない予めつくられている運命に盲従する人間がテーマである。だから〈縁〉で結びつけられた妻を人間の意思で離婚することは許されない。ここに多妻制のひとつの根拠があるわけである。

多妻制はまた家内労働力の補充としての意味もあったという見方もある。特に農村においてそういうことも言えるかも知れないが、実は多妻制そのものの実態がそれほどはっきり整理されているわけでもないし正確なことは断定できないであろう。

Vo' lē（第2夫人）とはどういうものかについては *Droit* に整理されているがそれは次のようなものである。

a) それは *Vo' ca*（正夫人）と本質的に異なる。つまり第1から第何番かに至る夫人が序列的に存在するのではなく正夫人だけが家庭内における主婦としての地位を独専的に持っておりそれ以外は何人あろうとすべて第2夫人でその間に序列はない。正夫人は或程度夫と対等な権利を認められており「祖先の霊前において結合しその仲間入りをした」つまり族の構成員であるが第2夫人は単に契約に依って「添加された」者に過ぎない。

b) しかしそれは thiệp (妾) と異なる。人によってはこの両者を混同することがあるが本来このふたつは明確に異ったものである。妾は家事使用人に過ぎず家との関係において何等の地位を持たない。もちろん実際にはこのふたつはそれ程はっきり区分できなかったようであるがこの方はいわば法制外的現象であって法律を以て廃止することは困難なものであろう。

c) 第2夫人は正夫人の承認なくしては家に入れられない。第2夫人の資格を得る条件のひとつは正夫人の承認である。それがない限り第2夫人ではなく妾である。

d) 第1夫人は第2夫人から bà cả (全体の奥さん) の尊称でよばれるが第2夫人は chị hai, chị ba . . . (2番目の姉, 3番目の姉……) とよばれる。(註. chị は姉という意味であるが目下の女性に対する呼称として用いられる。女中などもたいてい chị とよばれる。)

e) 第2夫人の子供も第1夫人の子供であるから母親に対する礼をつくさなければならない。

このように見て来ると多妻制なるものはその言葉から直ちに連想されるようなハレム社会の要因を持つものではない。フランス人はヤユ的に「一体ベトナムでは女の数が男より多かったからこのようなことが可能だったのだろうか」などと書いているけれどももちろんそういうことはあるまい。夫人の許可を受けその監視の下にしかも祖先に対する社会的義務として第2夫人を採用するということは決して男性にとって都合のいいものではあるまい。

王家その他の最上流は別として一般民衆の間でこの制度がどの程度に行われていたかは判らない。しかし大体において主として農村に多く都市には少かったらしいと言われその農村でも決して多くはなかったようである。でなければフランス人が心配するように著しいアンバランスが起る筈である。

日本の封建社会においては世襲的身分制度が強く支配していたから子孫を絶やさないと言うことには政治的な意味もあった。大名から武士に至るピラミッド的社会構成の中に世襲的に占めている地位身分を失わないために子孫が必要であったわけである。ところがベトナムの場合日本のような封建社会は存在しなかったから子孫の問題は宗教的意味だけで政治的な意味を持たなかった。もちろん宗教的な拘束が政治的なそれより弱いとは限らないが、より精神的であって切実さは少かったとはいいい得るであろう。

4) 近代社会における家の矛盾

家を中心とする思想が近代的な社会制度乃至思想と対立矛盾することはベトナムに限った現象ではない。むしろ一般的な原則とも言える。とくに実在の〈家庭〉ではなくて抽象的な〈族長的家〉の場合それを支えているのは宗教的な倫理だけであって実質的なものでないだけに近代的個人主義思想の前に崩壊し易いものである。

殆んど有史前からシナと交渉を持ちその支配を受けまたカンボジアやチャムとの交渉を通じてその影響をうけて来たベトナムは外来思想をうけ入れることに巧みである。漢字をつくり変えた *chữ nôm* (ベトナム漢字) などは彼等の外来文化摂取能力の高さを物語るものでありしかも原形を余り損わずにしかも完全に自分本位に改めたことはその外来文化に対する寛容度の高さを示しているといえよう。そしてさらにこの *chữ-nôm* を捨てて恐らくはアジアではじめてローマ字化した——つくったのは外国人であるが——*quốc ngữ* (国語) を採用したこともその積極性のひとつの表われであろう。かつてシナ思想を受け入れたように18世紀末とくに19世紀以降はフランス的な思想や文化は異常な勢で流入した特にフランスの植民地であった時代にはすべての点がフランス化され学校教育もフランス式に行われたため西洋的個人主義思想は人々の心に浸透して行った。現在政府の要職にある人達はもちろん上層階級の人々は殆んどフランスに留学して教育を受けたか少くともフランス人の学校を卒業しているがこういう状態は100年近く前から——そして仏領中はもっと強く——続いているのである。19世紀末頃以来のベトナム人は依然として伝統的な家の制度の中に生活しながらもシナ的な要素のほかに西洋的な要素をも加えた複雑な場に置かれているわけであって家という外形は変化しないままにその中に暮している個人の思想は次第に変化して来たのである。その容器と中味が両立しない程度に矛盾が強度になった時社会の基盤は根本的にゆるがざるを得ないわけである。

いかに外来文化の摂取に長じ思想及び生活様式の多様性に馴れ抵抗を余り感じないベトナム人とはいえ新しい個人中心の西洋思想と家の思想とを矛盾なく調和させることは困難であろう。

18世紀に書かれた前記キン・ヴェン・キエウの中心思想は運命でありまた家である。旧時代の人々にとってこれは架空の物語ではなく共感を抱き得る真実であつたらう。しかし今日の人々にとってはもはや単に古典文学としてしか感ぜられない。1920年代に書かれた社会小説 *Đoạn-tuyệt* (断絶) では運命は絶対ではなくまた家の制度は人間にとっては重荷となっている。運命とは与えられるもので人間の力では動かし得ず人間はただこれに盲従するほかはないという考え方はもはや一般的ではなく運命は人間の力で切開いて行くべきものだということを人々が意識しはじめると共に家の重圧が感ぜられる。断絶のテーマはそこにあったわけである。

独立後はさらに事情を変えて来る。長い間の抗争の後に植民地の地位をようやく脱し得た人々は自己の個人としての力を自覚すると同時にまた自覚した人間の集団としての社会の強さをも知るに至った。1956年に出た *Tùng Long* 夫人の心理感情社会小説と銘打った小説 *Bóng Ngu'ò'i Xu'a* (昔の人の影) の女主人公は独立運動の志士でフランスの警察に追われる勇敢な女性である。*Tùng Long* 夫人の他の小説でも出てくる女主人公は匿名で慈善事業に奉仕したり自己の意思に従い家柄とか貧富の差などを問題にせずに結婚するというような近代的な女性である。

もちろん小説はひとつの理想像をえがいているのであって必ずしも現実と一致はしない。

またそこにえがかれているのはサイゴンを中心とする都市のインテリであってベトナム人口の90%を占める農村の生活とは無縁のものであるがしかし徐々にではあるが旧来の思想がそしてそれにつれて社会組織の紐帯としての家の制度の力が崩れつつあることを物語っているといえよう。

1958年この法案の審議が行われている頃の新聞社会面を見ても家の矛盾に原因があると思われるような事件が毎日のように報道されていた。例えば同族で結婚を反対されたために逆上して女を殺した青年の事件、家格の違いのために同じく結婚が許されないために服毒自殺した事件その他これに類する事件である。また司法省職員である某が同じ司法省職員某女に第2夫人になるよう申込み拒絶されたのを怒り殴打したという事件もあった。事件は最高裁まで行き罰金刑に処せられた。多妻制廃止の論議がやかましい折からこういう問題で女性を殴打したことは司法職員としての品位を傷つけたという点が重視されたのである。

司法省統計によれば裁判所が処理した離婚数は下の通りである。

1954年7月～1955年6月	291
1955年〃～1956年〃	435
1956年〃～1957年〃	873
1957年〃～1958年〃	811

この数字はもちろん非常に多いとは言えないが従来裁判離婚など余り行われなかったことを考慮すると或程度注目に値しよう。

国家としては西欧諸国の仲間入りし近代化をすすめるためには西欧的な個人尊重の思想を制度化することが必要であるがしかし同時に北ベトナムの共産主義に対決するためには家族制度を中心にした旧来の伝統もまた保存しなければならない。そのふたつの要素をいかに調和させるかということが立法技術の中心的課題といえよう。

5) 家庭法の考察

さてそのような背景のもとに制定された家庭法は果してそういう調和をなし得たか法律自体について考えたいと思う。

家庭法は下のような章節から成っている。

第1篇

第1章 婚 姻

第1条 多妻制廃止 (節に属さない)

第1節	婚	約	(4ヶ条)
第2節	婚姻の条件		(6ヶ条)
第3節	婚礼の挙行		(16ヶ条)
第4節	婚姻の無効		(11ヶ条)
第5節	婚姻の効力		(6ヶ条)
第2章	夫婦財産制		(9ヶ条)
第3章	離	婚	
第1節	離婚の原因		(2ヶ条)
第2節	離婚の手續		(9ヶ条)
第3節	離婚の効力		(4ヶ条)
第4章	夫婦義務の違反		(6ヶ条)
第2篇	外婚(内縁)		(6ヶ条)
第3篇	子	系	
第1章	正系子		(13ヶ条)
第2章	非正系子		(20ヶ条)
第4篇	養	子	(8ヶ条)
附	則		(1ヶ条)

既に制定されている〈国籍法〉とあわせて身分法を構成しているわけであるが相続篇及び意思表示その他総則的部分はまだできていないことになる。従って家庭法は実質的には殆んど婚姻法である。

第1条は「多妻制は決定的に廃止される」となっている。この条は第1章に入っているが節の中には入ってはず独立している。婚姻の条件の節中に重婚の禁止に関する規定がある。だからこの第1条は本来なら必要ないわけであるがこの法律制定の主要眼目がこの点にあるのだから一種の宣言的規定として冒頭に置いたものであろう。Dán に採録してある原案では「但し本法施行前に結婚した第2夫人及びその結婚によって生まれた子は旧法による効力を有する」という但書がついていたが削除された。

第1節は *dính hôn* (定婚=婚約) について規定する。婚姻の手續について明細な規定があるのだから特別に婚約について規定する必要はない筈である。しかし伝来の慣習では縁が極めて重大な要素であること既に見た通りであるから縁の最初たる定婚を重視する。古来のしきたりでは婚姻には *đạm vợ'* (申込み), *hỏi* (婚約), *cu'ói* (婚姻) の3段の手續がある。第1の *đạm*

vợ' とは仲人が両者を仲介し易を立てて縁の存在を確かめる手続である。次第にすたれたとはいえ今日でもなおこういう手続に残っているのであるが法律ではそれについての規定は止め婚約について規定するにとどめたわけである。

婚約成立の条件は、

両当事者の合意が成立すること

娘の両親が礼物を受領すること

のふたつである。礼物とはわが国の結納の如きもので昔はその内容についても一定の法式があったが法律はただその必要を規定するだけである。慣習では本人の意思など殆んど問題にしなかったのだから合意を条件としたことは当然のことながら近代的な思想を取入れたものといえるであろうから両方の要素を並行して定めたわけである。第1節は以上の要件を定める第2条が基本で第3条以下には婚約取消の要件及び取消に伴う賠償について規定している。

続いて第2節は婚姻の条件について規定する。

a) 年齢 男子18才、女子15才。但し大統領の特別許可でこの年齢制限を緩和することができる。

b) 基本要件

両当事者の合意。婚約の成立が前提であるかどうかは明文の規定がない。恐らく必要ではないと解すべきであろうが実際は大い婚約が行われるのであろう。

重婚でないこと。

父母の同意。但し21才未満の場合に限られる。なお父母のない場合の代位についても規定している。

c) 近親婚の禁止

わが国の民法では3親等以内の血族という表現を用いているがこの法律では列挙主義をとっている。これはフランス民法の方式を採用したものであろうがフランス法で例えば第163条に「おじと姪、おばと甥の間では婚姻は禁ぜられる」と規定しているのに対してベトナムではそのように簡単に表現し得ない事情がある。同じおじでも続柄によって名称が違っているのでそれをひとつひとつ列挙しなければならないからである。フランス法と同じように「おじと姪……」という表現形式で第1号から第5号まで列挙している。整理すると下のようになる。

イ) 直系血族或いは姻族

ロ) 兄弟姉妹(異父或いは異母及び養兄弟も)

ハ) おじおば、おいめい。但し呼称が複雑で次のようになる。

bác (父の兄) chú (父の弟) cậu (母の兄弟) cô (父の姉妹) dì (母の姉妹) cháu trai (おい) cháu gái (めい)

ニ) 大おじ, 大おば

前号に男性は ông 女性は bà を附す。

ホ) いとこ

ハ号に列挙した者の前に cháu を附す。

ヘ) 配偶者の兄弟姉妹

ト) ハ, ニ号の配偶者

フランス法のようにおじ (oncle) の語で統一できないだけ条文が長くなっているだけで実質的には大体同一である。その点でフランス法まる写しだという一部の非難も起るわけである。第 3 節 Su' cu' hành hôn lễ (婚礼の挙行) は挙式の形式について規定するが、フランス法にならって公示主義をとっている。

即ち第12条に「婚礼挙行に先立って戸籍吏は両当事者の住居地において公告しなければならない」と定め続いてその公告の記載事項として「両当事者及びその両親の氏名職業住所」を掲げている。戸籍制度などがまだ不完全なので公示して異議申立の機会を第三者に与えることによって誤って重婚の結果が生ずるようなことを避けるための考慮とも思われるが、恐らくはフランス民法の方式を採用したものであろう。第12条はフランス法63条第1項と殆んど同じ内容であるがこの母法の規定自体が1804年にできたもので——1927年に改正されたが——あって現代の実情から考えて適当な制度であるかどうかは少しく疑問ではないかと思う。

公示主義をとっていることは当然それに対する抗告、異議申立を予想するものである。第13条から第22条は公示期間(10日間)及び異議申立に関する規定でフランス法64条から75条及び172条から179条と同じような内容である。そして次の第23条に婚姻証書について規定するがこれもまたフランス法76条と同じである。ただフランス法の場合上記内容は第1篇第2章身分に関する証書中の第3節婚姻証書の中に定められたもので同じ第1篇の第5章婚姻の章中に第2節婚礼挙行様式第3節異議申立の2節があるわけであるからベトナム法ではこの両章をひとつにまとめて簡略化したわけである。フランス法では第2章に出生、死亡その他証書について規定しているの第5章と或程度重複が生じてはやむを得ないわけであるが、そういう体裁をとっていないベトナム法ではまとめて1章中に入れば足りるのであろう。ただこの節の名称が「婚礼の挙行」で婚礼そのものの様式を定めるような印象を与えるが実は「婚姻公告」について規定するだけで婚礼そのものについて例えば教会で挙行すべしというような規定はない。

要するに婚姻は公示主義で所定の方式で公示を行い定められた期間内に定まった形式による異議申立が行われそれが受理されない限り婚姻証書が与えられそれで婚姻は有効に成立するのである。

婚姻についても慣習的にはかなり複雑な様式があったが法律はこれ等をすべて必要条件から除いている。近代的な民法として当然であるが實際上この法定婚に完全になりきってしまうには相当長い期間が必要であろう。それにこういう公告の申立が農村などで完全に行われるかどうか余程啓蒙が必要ではあるまいか。そうでないと面倒な手続に馴れない農民などはこの注律を無視して伝統的な習慣による挙式だけですませてしまうであろうし、それがすべて内縁関係として取扱われることも問題であろう。従ってこの法律の成果を論ずるにはなお相当の年月が必要であると思われる。